

## コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

コメントの概要	金融庁の考え方
資産運用報告書で遡及適用等の適用対象となる期間	
<p>1 投資法人が作成する資産運用報告には当該投資法人の現況に関する事項として、直前三営業期間の営業成績及び財産の状況の推移について記載することが求められている。当該直前三営業期間の営業成績及び財産の状況の推移の記載に当たっては、計算書類等の作成に当たり遡及適用等を行った期間については当該遡及適用等を反映させた数値を記載するものの、それを超える期間に関しては、遡及適用等を反映させた数値の記載は禁止されるものではないが、必須の記載とされるものではない旨（「企業内容等の開示に関する留意事項について」5-12-2と同様の考え方）を確認されたい。</p>	<p>直前三営業期間の営業成績及び財産の状況の推移（投資法人の計算に関する規則第73条第1項第2号）については、当該営業期間における過営業期間事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該営業期間より前の営業期間に係る役員会において承認したものと異なっているときは、修正後の過営業期間事項を反映した事項とすることを妨げないとされており（同条第2項）。そのため、最近営業期間前の営業成績及び財産の状況の推移の記載について、遡及適用等を行うことは必須ではありませんが、提出投資法人の判断により、遡及適用等を反映させた数値の記載を行うことも可能であると考えられます。</p> <p>なお、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針VI-3-2-3(4)において、資産運用報告書は、投資家が理解しやすいように配慮して表示されるべきものとされており、最近営業期間前の営業成績及び財産の状況の推移の記載について遡及適用等を行った場合には、その旨を注記する必要があると考えられます。</p>